

財務調査課関係資料

1 .	基金の管理・運営について	1
2 .	地方公会計の更なる活用について	2
3 .	地方単独事業（ソフト）の「見える化」について	6
4 .	地方公共団体財政健全化法の適切な運用について	7
5 .	若者定着に向けた地方創生の取組について	8
6 .	過疎対策事業債について	10

平成 3 1 年 4 月 2 5 日
総務省自治財政局財務調査課

基金の「見える化」の推進

「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定)(抜粋)

「地方自治体の基金の考え方・増減の理由・今後の方針に関し、統一的な様式での公表を促すとともに、容易に比較できるように検討し、一覧化を目指す。」

「新経済・財政再生計画 改革工程表 2018」(平成30年12月20日経済財政諮問会議)(抜粋)

政策目標	KPI第2階層	KPI第1階層	取組
<p>【アンブレラ】 持続可能な地方行財政基盤の構築</p> <p>【指標】 ○安定的な財政運営に必要な一般財源総額を適切に確保した上で、臨時財政対策債の発行額(減少の方向)、地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率・資金不足比率(改善の方向)</p>	<p>○一覧化された情報を財政運営の参考とした地方公共団体数</p>	<p>○統一的な様式で公表した地方公共団体数</p>	<p>9. <u>地方自治体の基金の考え方・増減の理由・今後の方針について統一的な様式での公表</u></p>

取組事項	実施年度			KPI	
	2019年度	2020年度	2021年度	第1階層	第2階層
<p>9 地方自治体の基金の考え方・増減の理由・今後の方針について統一的な様式での公表</p> <p>地方自治体の基金の考え方・増減の理由・今後の方針に関し、統一的な様式での公表を促すとともに、容易に比較できるように検討し、一覧化を目指す。</p>	<p>2018年度決算について、<u>地方公共団体の基金の考え方・増減の理由・今後の方針に関し、統一的な様式での公表を更に促すとともに、容易に比較できるように検討し、一覧化を目指す</u></p> <p>《総務省》</p>	<p>2019年度決算を踏まえ、一覧化情報を更新</p>	<p>2020年度決算を踏まえ、一覧化情報を更新</p>	<p>○統一的な様式で公表した地方公共団体数</p>	<p>○一覧化された情報を財政運営の参考とした地方公共団体数</p>

「平成31年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意点について」(平成31年1月25日財政課事務連絡)(抜粋)

「地方公共団体の基金については、その規模や管理などについて十分検討を行った上で、それぞれの基金の設置の趣旨に即して、確実かつ効率的な運用を行いつつ、優先的に取り組むべき事業への活用を図るなど、適正な管理・運営に努められたいこと。また、基金の考え方・増減の理由・今後の方針等の基金の積立状況等について、公表情報の充実を図るよう努められたいこと。なお、基金の積立状況等について、財政状況資料集において「見える化」を図ることとしていること。」

統一的な基準による財務書類等の整備状況

- 地方公共団体が所有する全ての固定資産について、取得価額、耐用年数等のデータを網羅的に記載した「固定資産台帳」は、95.3%の団体において整備済み。
- 統一的な基準による財務書類については、作成を要請している平成29年度末までに、88.2%の団体において作成済みとなっている。また、平成30年3月31日時点では作成中の団体のうち、89団体が平成30年6月30日までに作成済み(93.2%)となっている。

【固定資産台帳の整備状況】

区分	都道府県		指定都市		市区町村	
	団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合
整備済み	43	91.5%	19	95.0%	1,642	95.4%
整備中	4	8.5%	1	5.0%	79	4.6%
合計	47	100%	20	100%	1,721	100%

平成30年3月31日現在

合計	
団体数	割合
1,704	95.3%
84	4.7%
1,788	100%

【財務書類の整備状況】（「%」は、小数点第2位を四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。）

作成状況		都道府県		指定都市		市区町村	
		団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合
作成済み ※2	H28決算までに作成済み	36	76.6%	19	95.0%	1,425	82.8%
	H29決算から日々仕訳	5	10.6%	0	0.0%	92	5.3%
	小計	41	87.2%	19	95.0%	1,517	88.1%
作成中		5	10.6%	1	5.0%	200	11.6%
未整備		1	2.1%	0	0.0%	4	0.2%
合計		47	100%	20	100%	1,721	100%

平成30年3月31日現在

合計	
団体数	割合
1,480	82.8%
97	5.4%
1,577	88.2%
206	11.5%
5	0.3%
1,788	100%

参考(平成30年6月30日現在)

42 89.4% 20 100% 1,604 93.2%

1,666 93.2%

※「平成29年度までに作成」する団体とは、平成29年度決算から財務書類を日々仕訳により作成する団体を含む。

地方公会計の推進に関する研究会報告書概要（平成31年3月公表）

地方公会計の意義とこれまでの取組

- ・ ほぼ全ての地方公共団体が統一的な基準による財務書類が作成され、各団体のホームページ等で開示が進む一方、予算編成や資産管理等への活用は、一部の地方公共団体に限られている。
- ・ 今後は、固定資産台帳から得られるストック情報や発生主義に基づくコスト情報などを用いた分析を行い、予算編成や資産管理等を行うなど、地方公会計を地方公共団体の行財政運営におけるプロセスに組み込んで行くことが重要。このため、研究会では以下の1～3を中心に検討。

1 セグメント分析※の推進 ～セグメント別財務書類の作成・分析～

- ・ ワーキンググループを設置して、公募により選出した5団体（東京都中野区、愛知県日進市、滋賀県長浜市、佐賀県唐津市、鹿児島県和泊町）において施設別財務書類を作成し、セグメント別財務書類の作成及び分析に係る基本的な考え方を抽出するとともに、作成手順等を整理。

※ セグメント分析とは、財務書類の情報をもとに、施設、事業等のより細かい単位（セグメント）で財務書類を作成し、コスト等の分析を行うことであり、同種のセグメント間で比較すること等により課題や成果をより明確化することが可能

2 公会計情報の活用 ～財務書類から得られる各種指標の分析～

- ・ 財務書類から得られる指標のうち、算定式に課題があることが指摘されたもの（社会資本等形成の世代間負担比率、基礎的財政収支、債務償還可能年数）について、より実態に即した指標になるよう算定式を見直し。
- ・ 決算統計に基づく財政指標等に加えて算出することで、より多角的な分析が可能。

3 公会計情報の「見える化」～比較可能な形による財務書類の開示～

- ・ 財務書類等が経年比較や類似団体間の比較等により分析され、資産管理等に活用されるよう、財務書類等を比較可能な形で「見える化」するための様式等を検討。
- ・ 作成済みの全団体の財務書類等の情報を収集し、比較可能な様式により公表。

◆地方公会計の定着と推進に向けて◆

- 本研究会の検討を参考に、セグメント別財務書類の作成、分析に着手するとともに、各種指標や類似団体間比較等による分析を行うなど、地方公会計を日常の財務活動等に組み込んでいくことが期待される。
併せて、職員の分析能力の向上やITの活用等による業務の効率化、ロードマップの整備等も重要。
- また、財務書類及び固定資産台帳については、今後更新していく中で、正確性の確保や資産評価等の精緻化を図るとともに、作成時期の早期化が重要。
- 今後もセグメント分析の方法、公会計情報の活用の方法、更なる公会計情報の「見える化」等について検討を続けていくことが必要。

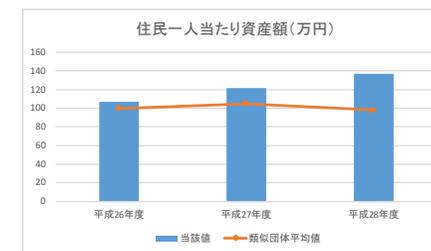
公会計情報（各種指標）の「見える化」イメージ

平成28年度 財務書類に関する情報②（一般会計等に係る指標）

1. 資産の状況

① 住民一人当たり資産額（万円）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
資産合計	8,000,000	9,000,000	10,000,000
人口	75,000	74,000	73,000
当該値	106.7	121.6	137.0
類似団体平均値	100.0	105.0	98.0



- ② 歳入額対資産比率
 - ③ 有形固定資産減価償却率
 - 2. 資産と負債の比率
 - ④ 純資産比率
 - ⑤ 将来世代負担比率
 - 3. 行政コストの状況
 - ⑥ 住民一人あたり行政コスト
 - 4. 負債の状況
 - ⑦ 住民一人あたり負債額
 - ⑧ 基礎的財政収支
（プライマリーバランス）
 - 5. 受益者負担の状況
 - ⑨ 受益者負担比率
- も同様に公表

統一的な基準による地方公会計の整備及び活用に係る支援

1. マニュアルの公表

統一的な基準による財務書類の作成手順や固定資産台帳の整備手順、事業別・施設別のセグメント分析を始めとする財務書類の活用方法を内容とする「統一的な基準による地方公会計マニュアル」平成27年1月に公表した（平成28年5月改訂）。「地方公会計の推進に関する研究会」報告書等を踏まえ、マニュアルの改訂を予定。

2. システムの提供

統一的な基準による地方公会計の整備に係る標準的なソフトウェアについて、平成27年度から地方公共団体に提供（システム整備の経費負担を軽減、財務書類作成作業の効率化や将来の施設更新必要額の推計等の活用に寄与。標準的なソフトウェアの保守等の関連サービスについては、平成33年度まで継続）

3. 財政支援

地方公会計システムの運用に係る経費について普通交付税措置

専門家の招へい・職員研修に要する経費について特別交付税措置（※措置率1/2（財政力補正あり））

4. 人材育成支援

自治大学校、市町村職員中央研修所（JAMP）、全国市町村国際文化研修所（JIAM）、地方公共団体金融機構（JFM）等を活用して、財務書類の活用方法も含めた自治体職員向けの研修を実施

統一的な基準による地方公会計についての各種研修等（平成31年度）

統一的な基準による地方公会計について、総務省自治大学校、市町村職員中央研修所（市町村アカデミー：JAMP）、全国市町村国際文化研修所（国際文化アカデミー：JIAM）等を活用して、財務書類等の活用方法も含めた自治体職員向けの研修を実施する。（詳細は各機関のホームページ等を参照のこと）

区分	研修名	研修期間	定員	研修内容
総務省自治大学校 （東京都立川市）	地方公会計特別研修	平成31年9月9～13日 （5日間）	100名程度	①統一的な基準による財務書類の作成及び更新実務、②固定資産台帳の更新実務、③財務書類等のマネジメントへの活用方法、④財政分析に関する班別討議（発表含む）、⑤先進的な取組の紹介 等 ※ ①～③は演習を含む、JAMPやJIAMの研修よりも詳細な内容構成
市町村職員中央研修所 （市町村アカデミー：JAMP） （千葉県千葉市）	地方公会計制度 （基礎～応用）	平成31年7月22～26日 （5日間）	50名程度	①統一的な基準による財務書類の作成及び更新実務、②固定資産台帳の更新実務、③財務書類等のマネジメントへの活用方法、④先進的な取組の紹介 等 ※ ①～③は演習を含む 演習・班別討議（発表含む）を通して「活用する」公会計をメインに学ぶ研修内容
全国市町村国際文化研修所 （国際文化アカデミー：JIAM） （滋賀県大津市）	自治体マネジメントのための地方公会計実務	平成31年4月22～25日 （4日間）	50名程度	①統一的な基準による財務書類の作成及び更新実務、②固定資産台帳の更新実務、③財務書類等のマネジメントへの活用方法、④財政分析に関する班別討議（発表含む）、⑤先進的な取組の紹介 等 ※ ①～③は演習を含む、基礎的な研修内容

地方公共団体金融機構（JFM）

都道府県等の単位で研修会等（1日間程度）を開催する場合、JFMが地方支援業務の一環として公認会計士等を派遣してサポートする事業（専門家派遣事業）を実施

自治体主催の研修等（特別交付税）

研修に要する経費について特別交付税により措置（措置率1/2、財政力補正あり） ※必要に応じて、研修講師の紹介も実施

地方単独事業（ソフト）の決算情報の「見える化」の推進

- 平成25年度決算分から、一般行政経費（単独事業）に係る各都道府県の決算額を、以下のような目的別で公表
- 平成28年度決算分から、全ての地方公共団体の単純合計額から団体間の重複額を控除した純計額を公表

（参考）一般行政経費（単独事業）（平成29年度決算）

（単位：億円）

区分	都道府県	市町村	純計額
総務費	9,985	20,198	26,234
民生費	19,387	51,326	59,492
うち社会福祉費	7,141	17,812	21,029
うち児童福祉費	5,569	17,269	18,841
うち老人福祉費	6,463	16,097	19,297
うち災害救助費	214	148	325
衛生費	4,434	28,864	27,726
うち環境衛生費、清掃費	1,102	16,471	12,925
労働費	429	864	1,267
農林水産業費	2,838	2,576	5,006
商工費	28,367	12,972	41,216
土木費	3,366	8,148	10,987
警察費	3,130		3,129
消防費	209	8,290	2,502
教育費	11,027	23,692	34,287
災害復旧費	0	1	0
その他の経費（議会費、諸支出金（地方消費税交付金等）等）	44,502	631	868
合計	127,675	157,562	212,716

（注）1. 平成29年度地方財政状況調査の調査表90表「一般行政経費の状況」から作成。
2. 純計額は、全ての地方公共団体の単純合計額から団体間の重複額を控除したものの。

（参考）経済財政運営と改革の基本方針2018

（平成30年6月15日閣議決定）（抜粋）

第3章 「経済・財政一体改革」の推進

4. 主要分野ごとの計画の基本方針と重要課題

（3）地方行財政改革・分野横断的な取組等

（見える化、先進・優良事例の横展開）

地方財政計画の一般行政経費（単独）と対応関係にある地方単独事業（ソフト）について、実態を定量的なデータで把握するとともに、法令との関係を含めて見える化する。



- 地方単独事業（ソフト）の「見える化」に関する検討会を設置
（座長：小西砂千夫 関西学院大学教授）
- 具体的な「見える化」のあり方について検討し、平成30年度末に報告書を取りまとめ

○ 検討スケジュール

平成30年5月30日

第1回検討会開催

（第2回：7月11日、第3回：8月10日、第4回：10月9日、第5回：11月6日、第6回：1月22日、第7回：3月1日、第8回：3月19日）

10月12日

地方単独事業（ソフト）の平成29年度決算に係る試行調査を発出

平成31年3月27日

報告書とりまとめ

総財務第70号
平成28年3月31日

各都道府県総務部長
(財政担当課及び市区町村担当課)
各指定都市財政担当局長 } 殿

総務省自治財政局財務調査課長
(公印省略)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の一部改正に伴う
財政運営上の留意事項等について(通知)

1 法改正に係る留意事項

(1) 第三セクター等に対する短期貸付け

① 地方公共団体から第三セクター等に対して、反復・継続的に短期貸付け(同一年度に貸付と返済の双方が行われる貸付け)を行っているケースが見受けられる。

第三セクター等に対する反復・継続的な短期貸付けは、当該第三セクター等が経営破綻した場合には、地方公共団体に対する返済がなされなくなるおそれがあるため、第三セクター等(地方道路公社、地方土地開発公社、地方独立行政法人以外の者に限る。)に対する短期貸付金のうち、地方公共団体が実質的に負担すると見込まれるものについては、将来負担額として将来負担比率上把握することとした。(改正後の健全化法第二条第四号チ関係)

平成28年度決算からの適用に向けて、具体的な算定式については、今後、健全化法施行規則の改正及び告示の制定を行い、お示しする予定である。

② なお、いわゆる「単コロ」(反復・継続的な短期貸付けで、その返済が出納整理期間に行われるもの)は、地方自治法に定める「会計年度独立の原則」の趣旨に反した不適切な財政運営であるので、早期に解消し、長期貸付け又は補助金の交付等によって対応すべきである。

(2) (略)

2 研究会報告書を受けたその他の留意事項

(1) 年度を越えた基金の繰替運用

- ① 運用の一形態として、基金から一般会計等に会計年度を越える繰替運用を行うという事例が見受けられるが、地方自治法第241条第2項及び第7項に基づき、基金は確実かつ効率的に運用しなければならないとされている。基金の運用にあたっては、その具体的内容に照らし、安全確実性、有利性、流動性(支払準備性、換金性)について満たされているかどうかを検証し、運用の適正化を図ること。
- ② 会計年度を越える基金の繰替運用は、実質的には一般会計等において赤字が生じているにも関わらず、その財政状況が地方公共団体の予算・決算及び健全化判断比率上明らかにされていないことから、住民や議会等が客観的にチェックできるよう、「地方自治法施行規則」(昭和22年内務省令第29号)第16条の2に規定する財産に関する調書において、繰替運用の欄を設けて運用額を記載するなど、具体的な内容を確実に記載することにより、実態に即した情報開示を行うこと。また、「統一的な基準による地方公会計マニュアル」(平成27年1月23日)に基づき作成される貸借対照表等においても、基金について、繰替運用を行った場合、基金残高と借入金残高を相殺して表示し、その内容を注記することとされており、同様に具体的な内容を確実に記載することにより、実態に即した情報開示を行うこと。
- ③ なお、従来からの取扱いであるが、会計年度を越える基金の繰替運用については、将来負担比率の算定上、当該運用額を充当可能基金から控除する取扱いとなっており、これを確実にを行うこと。

「奨学金」を活用した大学生等の地方定着の促進

【事業イメージ】

地元産業界
一般の寄付等

連携

道府県等

出捐
※1

出捐
※1

総務省

道府県等の基金への出捐額
に特別交付税措置

- ・ 措置率0.5(一団体当たり上限1億円)
- ・ 財政力補正あり

※20~24歳人口が流入超過の場合、
措置率0.3、上限6千万円

「〇〇県人口減少対策・就職支援基金」

【基金規模の例※2】

年間支援対象者 : 100人
1人あたりの奨学金(貸付)額 : 400万円
⇒ 基金規模 : 4億円

①対象学生を推薦

文科省

独立行政法人
日本学生
支援機構

④要件を満たす者に対して奨学金
返還の全部又は一部を負担

③奨学金返還

②奨学金貸与
※3

無利子の優先枠(地方創生枠)
1都道府県あたり各年度上限100名

を設定

大学生等

対象者の要件

- ・ 当該特定分野の学位や資格の取得
- ・ 「地方経済の牽引役となる産業分野」や「戦略的に振興する産業分野」に係る地元企業に就職 など

〔地方公共団体と地元産業界
が合意して設定〕

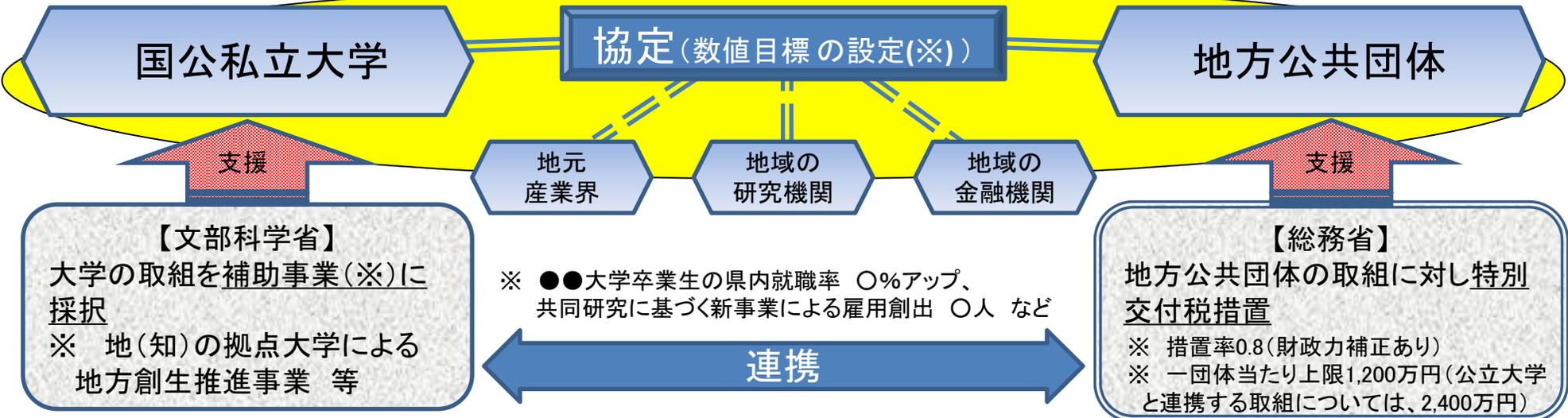
地方大学等への進学、地元企業への就職や、都市部の大学等から地方企業への就職を促進

※1 地元産業界との連携を前提としているが、地元産業界等の出捐が得られない場合でも、道府県等の基金への出捐額に対する特別交付税措置あり

※2 実際の事業執行にあたっては、各地方公共団体が設定 ※3 図は「地方創生枠」を活用する場合(機構の無利子奨学金以外を支援対象とする場合も可)

地方公共団体と地方大学の連携による雇用創出・若者定着の促進

事業イメージ



【取組例】

大学等の取組	地方公共団体の取組
【取組例1:産業振興】 地方大学、地方公共団体及び地元企業の共同研究による産業振興	
地元企業との連携により、地域のブランド産品・固有産業技術の開発、地域産品の6次産業化、産品展開のための販路開拓やマーケティングの研究等を実施	地方公共団体設立の研究施設(例:産業技術センター)による共同研究、研究開発委託、大学や地元企業間の連絡調整、販路開拓の支援(物産展への出品等)、マーケティング支援等を実施
【取組例2:就職時対策】 地元企業と学生のマッチングによる地元企業との関わりの強化	
地元産業界と連携した、地元企業における長期インターンシップ等、実践的な職業教育を実施(必須科目化・単位認定)	大学や地元企業間の連絡調整、インターン先企業の開拓、インターンシップ生の受入れ、地元産業界から大学への講師派遣支援等を実施
【取組例3:入学時対策】 ICTやサテライトキャンパスを活用した都市部の大学との単位互換を通じた地元大学への入学促進	
地方大学進学者がその居住する地域において、都市部の大学の授業をICTやサテライトキャンパスを活用して受講・単位修得する機会を提供(単位互換により在学している地方大学の単位として認定する)	受講スペースの提供、通信費等増嵩経費の一部負担等を実施

※ 公立大学と連携する取組については、文部科学省の補助事業に採択されないものであっても、地方公共団体の取組に対し特別交付税措置

過疎対策事業債の概要

過疎対策事業債は、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)により過疎地域とされた市町村が、過疎地域自立促進市町村計画に基づいて行う事業の財源として特別に発行が認められた地方債である。

過疎対策事業債は、総務大臣が各都道府県に同意等予定額の通知を行い、各都道府県知事が市町村ごとに同意(許可)を行う。

充当率は100%であり、その元利償還金の70%は普通交付税の基準財政需要額に算入されることとなっている。

1 対象事業

産業振興施設等	<ul style="list-style-type: none"> ○地場産業、観光、レクリエーションに関する事業を行う法人に対する出資 ○産業の振興を図るために必要な市町村道及び市町村が管理する都道府県道並びに農道、林道・漁港施設・港湾施設 ○地場産業の振興に資する施設 ○中小企業の育成又は企業の導入若しくは起業の促進のために市町村が個人又は法人その他の団体に使用させるための工場及び事務所 ○観光、レクリエーションに関する施設 ○農林漁業の経営の近代化のための施設 ○商店街振興のために必要な共同利用施設 	厚生施設等 <ul style="list-style-type: none"> ○下水処理のための施設 ○一般廃棄物処理のための施設 ○火葬場 ○消防施設 ○高齢者の保健又は福祉の向上又は増進を図るための施設 ○障害者又は障害児の福祉の増進を図るための施設 ○保育所、児童館 ○認定こども園 ○市町村保健センター及び母子健康包括支援センター ○診療施設 ○簡易水道施設
交通通信施設	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村道及び市町村が管理する都道府県道・橋りょう ○農林道 ○電気通信に関する施設 ○交通の便に供するための自動車、渡船施設 ○住民の交通手段の確保又は地域間交流のための鉄道施設及び鉄道車両並びに軌道施設及び軌道車両 ○除雪機械 	教育文化施設 <ul style="list-style-type: none"> ○公立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに市町村立の幼稚園、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 ○公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は市町村立の中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の学校給食施設・設備 ○公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は市町村立の高等学校、中等教育学校若しくは特別支援学校の教職員住宅 ○市町村立の専修学校及び各種学校 ○図書館 ○公民館その他の集会施設 ○地域文化の振興等を図るための施設
<ul style="list-style-type: none"> ○自然エネルギーを利用するための施設 ○集落再編整備 		
過疎地域自立促進特別事業(いわゆるソフト対策事業)	○地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業(基金の積立てを含む)	

2 地方債計画額

平成31年度4, 700億円(対前年度(当初)100億円増(+2.2%))